

パナマシティー気候変動会議サマリー 2011年10月1日 - 10月7日

国連気候変動会議がパナマの首都、パナマシティーに於いて10月1日-7日の日程で開催された。今回の会議では、京都議定書附属書I 国の更なる約束に関する特別作業部会 (AWG-KP) 第16回会合・第3部およびUNFCCCの長期的協力行動に関する特別作業部会 (AWG-LCA) 第14回会合・第3部が開催され、約1,836名が参加した。

AWG-KPでは、京都議定書の第1約束期間の期限が切れる2013年以降、議定書の下での第2約束期間の扱いが焦点となり、未決定の問題や緩和目標に関するオプションの明確化、第2約束期間の性質や規定の内容、およびダーバンにおけるバランスのとれた成果の中での第2約束期間の役割などについて集中的な議論が行われた。AWG-KP議長の修正提案(FCCC/KP/AWG/2011/CRP.2/REV.1)に議論の進展が見られた。締約国は、AWG-KP16の作業を一旦保留し、12月の南アフリカ・ダーバンの会議で作業を再開することで合意した。

AWG-LCAでは、決定書1/CP.16とバリ行動計画に基づき、手続き上の問題が議論された。また、適応、資金、技術、キャパシティ・ビルディング、共有ビジョン、世界の長期目標の見直し、法的オプション、および緩和関連の様々な問題など、全ての議題項目の作業が一つのコンタクトグループと非公式グループの中で行われた。ほぼ全ての非公式グループの作業の成果は、ダーバンでの追加的な議論の土台として送られる何らかの「テキストの形式」であった。さらにテキストを簡潔にして、各国の意見を集約するため、会議までの間にも作業を行うことが合意された。いくつかの問題では進展もみられたが、その成果は比較的小さなものと多くが感じるものであり、多くの作業がダーバンへ持越しとなった。

UNFCCCおよび京都議定書のこれまでの経緯

国際政治における気候変動への対応は、1992年の気候変動に関する国連枠組条約(UNFCCC)の採択に始まる。この条約は、気候系に対する「危険な人為的干渉」を回避するため、大気中の温室効果ガスの濃度安定化を目指す行動枠組みを規定するもので、UNFCCCは1994年3月21日に発効、現在195の締約国が加盟している。

1997年12月、締約国は日本の京都で開催されたCOP3でUNFCCCの京都議定書に合意し、この中で先進工業国ならびに市場経済移行国が排出削減目標の達成を約束した。これらの国々はUNFCCCの附属書I 国と呼ばれ、2008-2012年(第1約束期間)に6種の温室効果ガスの排出量を1990年比で平均5.2%削減することで合意し、各国がそれぞれ異なる国別目標を持つことでも合意した。京都議定書は2005年2月16日に発効し、現在193の締約国を有する。

2005年末、長期的な問題を検討するための第一歩が踏み出された。カナダのモントリオールで京都議定書の第1回締約国会合(COP/MOP1)が開催され、議定書3.9条に基づきAWG-KPを設置し、第1約束期間が終了する少なくとも7年前までに、附属書I 国の更なる約束を検討することが義務付けられた。これに加えて、COP11では、「条約ダイアログ」と呼ばれるワークショップをCOP13までに4回開催し、条約の下での長期的協力を検討することで合意した。

バリ・ロードマップ： 2007年12月、インドネシアのバリ島でCOP 13およびCOP/MOP 3が開催された。交渉の結果、バリ行動計画が採択され、緩和、適応、資金、技術移転という条約ダイアログで特定した長期的協力の主要な4要素に特化して議論を行うことを定めたAWG-LCAが設置された。また、バリ会議では、バリ・ロードマップについて合意に至り、2009年12月のコペンハーゲンでのCOP15及びCOP/MOP5を交渉の最終期限として条約と京都議定書に基づく2つの交渉トラックで作業を行うことが決定した。

コペンハーゲン気候変動会議： 2009年12月7-19日、デンマークのコペンハーゲンでCOP15及びCOP/MOP5、第31回SBI及びSBSTA会合、ならびにAWG-KP10、AWG-LCA8の会議が開催され、110カ国を超える世界の首脳が12月16-18日のCOP及びCOP/MOP合同ハイレベル会合に出席した。同会議では、透明性とプロセスをめぐる論争がきわ立った。ハイレベル会合では、主要経済国・地域およびその他の交渉グループの代表で構成されるグループでの非公式交渉が行われ、12月18日深夜、交渉の結果として「コペンハーゲン合意」を政治合意し、その後、COP全体会合での採択に向けて提出された。その後、13時間以上にわたり同合意について政府代表団による討議が行われ、将来の「より良い」合意を確実にするための段階としてこれを採択することに多くの国が賛同したが、一部の途上国が「この合意は『不透明』かつ『非民主的』な交渉プロセスを通じて出てきたものだ」と考えて異を唱えた。しかし、最終的にはCOPはコペンハーゲン合意に「留意」することで合意した。また、コペンハーゲン合意への賛同を示すための締約国向けのプロセスが設置され、2010年中に140以上の締約国が賛同の意を示した。また、80カ国以上が自国の排出削減目標やその他の緩和行動に関する情報を提供した。コペンハーゲン気候変動会議の最終日には、COP及びCOP/MOPがAWG-LCA及びAWG-KPの期限を延長することで合意し、各AWGに対し、その成果をCOP16及びCOP/MOP6へ提出するよう要請した。

カンクン気候変動会議： 4回の準備会合を経て、2010年11月29日から12月11日に国連気候変動会議がメキシコのカンクンで開催された。会議の結果、カンクン合意がまとめられ、両交渉トラックの下での決定書が盛り込まれた。条約トラックの下では、決定書1/CP.16で、2°C目標達成のために世界全体の排出量を大幅に削減する必要があると認識された。また、締約国は2015年までに目標の見直しを行い、1.5°C目標を含めて長期的な世界の目標の強化を検討することで合意した。また、先進国と途上国がそれぞれ報告を行った、排出削減目標と国毎の適切な緩和行動(NAMAS)について留意し(FCCC/SB/2011/INF.1/REV.1及びFCCC/AWGLCA/2011/INF.1、ともにカンクン後に発表)、これらを2011年中にワークショップで議論することで

合意した。さらに、決定書 1/CP.16では、測定・報告・検証(MRV)や途上国の森林減少・森林劣化由来の排出削減および森林保全の役割、途上国における持続可能な森林管理および炭素貯蔵(カーボンストック)の強化(REDD+)といった緩和に係るその他の側面についても取り上げられた。

締約国は、いくつかの新制度の制定や新プロセスの発足についても合意した。すなわち、カンクン適応枠組みや適応委員会、ならびに技術執行委員会(TEC)および気候技術センター・ネットワーク(CTCN)を含む技術メカニズムの設立などの合意である。資金問題については、決定書1/CP.16により、グリーン気候基金(GREEN CLIMATE FUND)が創設され、これを条約の資金メカニズムの新たな運営機関と定め、24名で構成される理事会で管理することとした。基金の細かな設計については移行委員会を発足して任務にあたらせるということで締約国が合意。さらに、資金メカニズムに関してCOPを支援する常設委員会が設置された。その他、2010-2012年に早期開始資金として先進国が300億米ドルを供与すること、また、2020年までに共同で年間1000億米ドルを動員するという約束が認識された。

議定書トラックの下では、カンクン合意の一部を構成する決定書 1/CMP.6の中に、AWG-KPの作業を完了させ、その成果は可能な限り速やかにCOP/MOPで採択し、第1約束期間と第2約束期間の間で空隙が生じることのないよう確実に間に合わせるとの合意が盛り込まれた。また、附属書I締約国に対しては、IPCC第4次評価報告書で特定された範囲に合致する排出削減総量を実現させるべく、附属書I国の排出削減目標の野心レベルを引き上げるよう要請した。さらに、土地利用・土地利用変化・林業(LULUCF)に関する決定書 2/CMP.6が採択された。

また、2011年11月28日から12月9日にかけて南アフリカ・ダーバンで開催される国連気候変動会議まで、2つのAWGの期限を延長することとなった。

バンコク国連気候変動会議： カンクン後の2011年4月3-8日、バンコクで2つのAWGの作業が開始された。新しい技術メカニズムに関する専門家ワークショップも会合中に開催された。AWG-LCAでは、バンコクでの会合は、カンクン後の議題に関する手続き上の議論に費やされた。一週間の交渉を経て、ボンでのAWG-LCA14再開会合の作業のベースとなる議題が合意された。AWG-KPの下では、議定書トラックの下で進展が阻まれている主要政策課題に焦点があてられた。

ボン国連気候変動交渉： 2011年6月6-17日、ドイツのボンで国連気候変動交渉が行われ、SBI及びSBSTA第34回会合ならびにAWG-LCA14及びAWG-KP16第2部が開催された。SBSTA閉会プレナリーにおいて、次回の補助機関会合で、気候変動の影響と脆弱性と適応に関するナイロビ作業計画の下、水と総合的な水資源管理についての気候変動の影響に関する新たな項目案を検討することで合意がなされた。ブルーカーボンや自然の権利(RIGHTS OF NATURE)、生態系の保全、農業に関する作業計画といった他の新項目に関しては合意に至らなかった。SBIでは、カンクン合意で定められた国家適応計画や損失と損害に関する作業が開始されたが、MRV

関連の議題項目は保留となった。対応措置の実施による影響に関する新項目案も議題の議論の中でとりわけ注目を集めた。その結果、SBIとSBSTAの両議長がコンタクトグループとして対応措置の影響に関するフォーラムを開催した。AWG-KPでは、第2約束期間の附属書Iの様々な国々の新しい約束の前提条件や懸案の政治的な問題が焦点となった。最初は途上国の反対があったが、LULUCFや柔軟性メカニズム、方法論の問題を含めた諸問題の技術的な作業に入り、成果としてAWG-KP議長による修正案が作成された。

(FCCC/KP/AWG/2011/CRP.1) AWG-LCAでは、決定書1/CP.16に基づく実質的な作業に入り、適応、資金、技術、キャパシティ・ビルディング、共有ビジョン、世界全体の長期目標の見直し、法的オプション、緩和に関する各種問題などに関して、1つのコンタクトグループと複数の非公式グループでの議論が行われた。AWG-LCA非公式グループの進行役が作成した覚書をAWG-LCA 14 第3部に送付するという事で合意ができた。いくつかの問題で進展はみられたが、成果は比較的少なかったと多くの者が感じた。

会議報告書

10月1日(土)、開会にあたり、UNFCCC事務局長のChristiana Figueresは、パナマ会合ではダーバン会合での合意を進めるため、残された意見の違いを埋めるよう求めた。同事務局長は、グリーン気候基金(GCF)の設定での進展、さらには技術執行委員会(TEC)での進展に焦点を当てたが、同時に、モニタリング、レビュー、検証(MRV)およびレビューでの進展の必要性を強調した。Figueres事務局長は、京都議定書の下での交渉は時間との闘いになっているとし、ダーバン会合では、議定書の下での先進国の更なる約束を議論する必要があると強調し、条約の下での先進国および途上国の緩和枠組みでも進展を図るよう求めた。

パナマの外務大臣Roberto Henríquezは、参加者を歓迎し、この会議は気候変動と戦う世界的な目標に向けた、小さなしかし重要な一歩であると指摘した。同大臣は、COP 17では京都議定書の第2約束期間およびパリ行動計画(BAP)の目的達成に関する決定書を採択しなければならないと強調した。

京都議定書の下での附属書I締約国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ

AWG-KP議長のAdrian Macey (ニュージーランド)は、10月1日(土)、再開会合を開会した。同議長は、次の項目に関する5つのスピノフグループの再開を提案した：附属書I締約国の更なる約束；土地利用、土地利用変化、森林 (LULUCF)；柔軟性メカニズム；その他の問題；潜在的影響結果。同議長は、法律グループを開会するかどうかについて非公式協議を開催すると述べた。締約国は作業計画書で合意した。Macey議長は、

京都議定書の第2約束期間の規則に関する特性や内容、さらにはこれとAWG-LCAの成果との関係について定義づける必要があると強調した。

南アフリカは、ダーバン会合に向け開催された非公式協議について報告し、透明性および参加性を確保する努力をしていると強調した。同代表は、ダーバン会合における主要課題として、京都議定書の下での第2約束期間に関する決定書を挙げ、これは将来の気候変動体制の法的な位置づけおよび様式とも結びつくとして強調した。同代表は、協議で示された意見に焦点を当て、この中には次のものが含まれると述べた：時間枠組およびマイルストーンで合意する、法的拘束力のある包括的な合意に向けたプロセスのマンデートの可能性；法的拘束力のある合意にむけ前進を図ることのできるレビュー；明確なMRV規則の下で相互の信頼を築く必要性。

アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、AWG-KPで進展がないことに懸念を表明し、第2約束期間の設置では政治的な意思がカギになると強調した。同代表は、先進国による排出削減のプレッジと、科学が必要とするもの、さらには公平性や歴史責任で求められるものとの大きな差違をなくすように求めた。

コンゴ民主共和国はアフリカン・グループの立場で発言し、第2約束期間に関する合意は「絶対に必要」であると強調し、ダーバン会合はAWG-KPの下での法的拘束力のある成果をあげるべきだと指摘した。

ポーランドは欧州連合（EU）の立場で発言し、法的拘束力のある包括的な枠組み合意に向けたプロセスで合意することを条件に、京都議定書の下での第2約束期間を検討する意思があると繰り返し発言した。同代表は、ダーバン会合では多国間の規則に則った手法を維持する必要があると強調した。

オーストラリアはアンブレラ・グループの立場で発言し、ダーバン会合では一定期間内に野心レベルを強化できるような全体を網羅する合意が必要だと強調した。同代表は、京都議定書だけでは気候変動問題は解決できないと述べ、全ての主要排出国を含む世界的な合意の必要性を強調した。

ガンビアは後進途上国（LDCs）の立場で発言し、第2約束期間の採択を可能にするには保留された問題を解決する必要があると強調した。さらに同代表は、第1約束期間とその後の約束期間との間にギャップが生じないようにする必要があると強調した。

モナコは、環境十全性グループ(EIG)を代表して発言し、LULUCF、排出の抑制及び削減のための数量化された目標（QELROs）、割当量単位（AAUs）の繰り越し、柔軟性メカニズムなど、技術的な問題での進展が必要だと強調した。

グレナダは小島嶼諸国連合（AOSIS）の立場で発言し、ダーバン会合では京都議定書の下での第2約束期間を成立させるべきだと強調し、抜け道をなくして京都議定書の効果を高め、第2約束期間に関する批准可能な改定案を採択して、正式発効するまでは暫定的に運用可能とし、その継続性を確保するよう求めた。

パプアニューギニアは熱帯雨林連合 (Coalition of Rainforest Nations) の立場で発言し、土地ベースで正確な算定ができるようにし、余剰AAUsの使用に制限を加えるLULUCF規則を求めた。同代表は、REDD+は先進国による国内緩和努力を補い、持続可能な森林管理における途上国の努力を支援する役割を果たせる可能性がある」と強調した。

エジプトはアラブ・グループの立場で発言し、AWG-KPの下での第2約束期間は、「基本である」と強調し、合意を阻む動きは途上国に大きな害をもたらすと繰り返した。

ボリビアはALBAを代表して発言し、法的問題に関するスピノフグループの会合は、一部の国に将来の合意を逃れる機会を与え、「法律上の真空状態」を招く可能性がある」として、会合の開催に反対した。

サモアはカルタヘナ・ダイアログの立場で発言し、パナマ会合ではカンクン・パッケージの主要要素について真剣に技術的な作業をおこなう必要があると強調し、京都議定書の将来と法的拘束力のある合意の採択について、「率直な」協議を求めた。

国際排出量取引協会 (International Emissions Trading Association) はビジネスと産業の立場で発言し、クリーン開発メカニズム (CDM)の成功を強調し、純粋に政治的な理由からCDMに空隙を生じさせることがあってはならないと述べた。

気候行動ネットワークは環境NGOs (ENGOs)の立場で発言し、締約国に対し、LULUCFなどでの排出削減量を損なうような抜け道をなくし、附属書I国の排出削減約束での比較可能性を確保するよう求めた。

Pan-African Climate Justice AllianceはENGOsの立場で発言し、一部の附属書I諸国が第2約束期間の下での目標設定を拒否したことを嘆き、プレッジ・アンド・レビューの枠組みは京都議定書の代わりにはなれないと強調した。

Fundación para la Promoción del Conocimiento Indígenaは先住民の立場で発言し、気候変動イニシアティブでは先住民の全面的で効果的な参加を検討するよう求め、これには事前のインフォームドコンセントの自由を含め、GCFおよびREDD+においては先住民の権利を尊重し、これを支援するよう求めた。

附属書I国の更なる約束に関するコンタクトグループ： AWG-KP議長のAdrian Maceyは、土曜日、附属書I締約国の更なる約束に関するコンタクトグループを開催した。同議長は、このコンタクトグループでは政治的な問題および実質的なスピノフグループから送られてきた問題に焦点を当てると強調した。同議長は、特に次の議題の議論を提案した：ダーバン会合においてはどれだけのプレッジをQELROsに変換可能か；全体の野心レベルなどにどう取り組むか、低いプレッジの範囲をどのように上限に持っていくか；暫定的な（議定書の）改定の適用など、約束期間の間の空隙の可能性にどう取り組むか。

セントルシアはAOSISの立場で発言し、次のことを求めた：現在机上にあるプレッジをQELROsに変換し、議論の進展を図る；抜け道をふさぐことで野心のレベルを高める；ギャップ問題を解決するため、第2約束期間に関し何らかの暫定合意をし、これを適用する；最終的な改定案の議論をする。

EUは、QELROs決定の前提条件として、締約国のプレッジの開始時期や約束期間の長さなどを明確にするよう求めた。日本は、第2約束期間の枠組みにおいて排出削減のプレッジを行うことはないと強調した。

オーストラリアは、両トラックにおける算定規則の強化を求め、2つの異なる規則の作成に警戒感を示した。同代表は、約束期間のギャップを避けるには全ての主要排出国を含めるバランスのとれた合意が必要だと繰り返し返した。ペルーは、第2約束期間はプレッジ・アンド・レビューに基づくシステムではなく、多国間の規則に則ったシステムを維持する上で重要だと強調した。

ニュージーランドは、全ての主要排出国が法的拘束力のある排出削減目標を持つ包括的な世界合意であれば第2約束期間に参加する意思があると述べた。

CDMに関し、EUは、欧州では第2約束期間の採択の有無に関わらず、プロジェクトおよび排出削減クレジットの需要が続いていると説明した。さらに同代表は、パナマでは約束期間のギャップを強調するよりも2013年以降の体制への「スムーズな移行」を進める建設的な議論を求めた。

ベネズエラは、ブラジルおよびボリビアと共に、CDMはQELROsの枠外では機能できず、このため第2約束期間がなければ機能しないと強調した。ベネズエラは、CDMはハイドロクロロフルオロカーボン(HCFCs)で「恥ずべき」記録があると述べ、ボリビアは、CDMプロジェクトに関する同国のマイナスの経験を強調した。ブラジルとインドは、二国間メカニズムが増える可能性に懸念を表明し、中国とともにCDMの価値を指摘した。ベネズエラとニカラグアは、困難な要素を無視しながら、多国間プロセスの有益な要素を選択可能とすべきではないと強調した。

EUは、HCFC-23のクレジットには「改善の余地」があると認め、近い将来、EUはこれを禁止することになるだろうと述べた。同代表は、ダーバン決定書の批准には時間がかかるとし、継続性の確保が必要だと強調した。日本は、途上国の持続可能な発展促進におけるCDMの実績を強調した。

この週の間、進捗状況報告のコンタクトグループ会合が2回追加して開催され、スピノフグループの進行役が進捗状況を報告した。スピノフグループでは次の問題を議論した：

- 京都議定書3条9項に則った改定（「数値」グループとも呼ばれる）、共同進行役はLeon Charles (グレナダ)とJürgen Lefevere (EU)；
- 排出量取引およびプロジェクトベース・メカニズム。共同進行役はPedro Barata (ポルトガル)とEl Hadji Mbaye Diagne (セネガル)；
- 土地利用、土地利用変化、森林、共同進行役はMarcelo Rocha (ブラジル)とPeter Iversen (デンマーク)；

- 温室効果ガス、セクターおよび排出源の分類、二酸化炭素の排出源ごとの人為的排出量および吸収源ごとの除去量を計算する共通の算定方式、その他の手法論問題、進行役はAWG-KP副議長のMadeleine Diouf (セネガル)；
- スピルオーバー効果を含め、附属書I締約国が利用できるツール、政策、措置、手法により起こりうる環境、経済、社会の影響結果に関する情報の検討、共同進行役はEduardo Calvo (ペルー)。

改定/数値： 京都議定書3条9項に則った議定書改定に関するスピノフグループ会合で、締約国は、LULUCF規則の影響も含めたプレッジのQELROsへの変換の議論、余剰AAUsの繰越オプションスリム化、各章の文章の議論に焦点を含めることで合意した。締約国は、附属書I締約国の更なる約束に関するコンタクトグループにかかる追加課題を特定し、オプションB (結果としての改定) の可能性を議論する非公式グループの設置で合意できなかった。

最後のスピノフグループ会合で、締約国は、数件の提出文書を提出し、収益の配分の問題に関し、異なる立場を表明した。

コンゴ民主共和国はアフリカン・グループを代表して文書を提出し、その中で余剰AAUsの第1約束期間から第2約束期間への繰越について議論し、特に、第1約束期間から繰り越せる割合を各締約国の割当排量の1%に限定し、各締約国はこの繰越量を販売できるとし、その収入の50%を適応基金に移すことを明記した。パプアニューギニアの提出文書では、附属書I締約国による議定書の下での排出制限および削減の数量約束の遵守達成を助けるREDD+メカニズムが提案された。締約国は、ダーバン会合の作業では、提出文書および進行役覚書の改定版に加え、プレッジからQELROsへの変換に関する技術的作業の状況について事務局がまとめる表も参照することで合意した。この表は、更なる技術的議論に関するスピノフグループ会合での作業を助けるべく、議論の土台として用いられる。

金曜日、AWG-KPコンタクトグループの最後の会合で、進行役のCharlesは、スピノフグループでの建設的な議論を指摘し、特にプレッジのQELROsへの変換やAAUsの繰越での議論を指摘した。同進行役は、保留問題の多くが政治的な特性のものとして指摘した。

柔軟性メカニズム： 排出量取引およびプロジェクトベース・メカニズムについて議論するスピノフグループ会合で、締約国は、全般的な問題に関するそれぞれの立場を明らかにしようとし、CDMの下での割引係数に関する文章の削除で合意した。メカニズムの継続に関し、締約国は、「政治レベル」での決定がなければ文書でのこれ以上の進展はありえないことで合意した。文書をスリム化したオプションは新しい共同進行役覚書に盛り込まれ、これがダーバン会合に送られる。

AWG-KP閉会プレナリーで、共同進行役のBarataは、継続の問題、収益の配分、CDMおよび共同実施 (JI) における原子力施設の適格性、メカニズムに関する残された問題を話し合う今後の作業について報告した。

LULUCF : スピンオフグループ会合で、締約国は、自然の攪乱、森林管理に関するキャップおよび伐採木材製品について議論した。締約国は、不可抗力要素と自然の攪乱に関する意見交換を行い、この中で、両方の概念の共通性と差異が議論された。最終的に、参加者は、数件の問題を保留としたうえで、現在は「攪乱 (disturbances)」と呼ばれている不可抗力に関する文書の改定版で合意した。議長の文書改定版 (FCCC/KP/AWG/2011/CRP.1)において、参加者は、特に次の点に関する文章のスリム化を図ることで合意した: 参照レベル; 再湿地化および排水。一部の締約国は、参照レベルを使用する際には森林管理にキャップを設定するとの提案を支持したが、この箇所は括弧書きのまま残された。また締約国は、「柔軟な土地利用 (flexible land use)」に関する提案についても議論した。AWG-KP閉会プレナリーで、多数の締約国がLULUCFにおける進展を歓迎した。

その他の問題: 手法論バスケットに関するスピンオフグループ(FCCC/KP/AWG/2011/CRP.1, Chapter IV) はパナマで1回だけ会議した。締約国は、温室効果ガス、共通の算定方式、2006年版IPCC国家温室効果ガス・インベントリのガイドラインの適用、クロスカッティング・イシューの表現に関し、オプションを検討した。締約国は、議長提案の改定版に記載される2つのオプションについて議論し、多数のものが1つのオプションでの合意は3フッ化窒素を第2約束期間の排出制限削減数量約束の対象とするかどうかで決まると指摘した。締約国は提案されている作業方法に関し、第IV章と第I章 (京都議定書の改定) の下での問題の関係、および統合された形で議論を進める必要性について議論した。

AWG-KP副議長のDioufは、締約国が文書からオプションを削除することに十分納得していないとし、保留されている問題で合意するには時間が必要だと報告し、同時にダーバン会合での進展は政治的問題をどう取り扱うかによると指摘した。

潜在的影響結果: 潜在的影響結果に関するスピンオフグループ(FCCC/KP/AWG/2011/CRP.1, Chapter V) はパナマで1回会合した。締約国は、政策措置の影響および影響結果を報告し、評価する場として常設フォーラムを設けるか、または国別報告書など既存のチャンネルを用いるかどうかの保留問題を議論した。締約国は、2つの問題に関する意見の一致を見ることができず、第V章の文章は、「現状のまま」COP/MOP 7に回付されることになった。

締約国は、パナマ会議での作業を記載し、ボン進行役覚書記載の文章のスリム化、明確化、更新を図る議長提案改定版(FCCC/KP/AWG/2011/CRP.2)を(ダーバン会合に)送付することでグループでの議論を終了した。全ての進行役覚書は、http://unfccc.int/meetings/ad_hoc_working_groups/lca/items/6189.phpに掲載される。

閉会プレナリー: AWG-KP 16第3部の閉会プレナリーは金曜日午後開催された。AWG-KP議長のMaceyは、今回の会合の目的は問題の明確化を図ることであり、重要問題での「意見統合の余地を見出し (find a zone of convergence)」、文書提案をスリム化し、ダーバン会合での文書草案に可能な限り近づけることであった

と述べた。同議長は、締約国がパナマ会合においてこの目標に向け一歩前進し、「ダーバン会合において AWG-KPの作業を完了するとの明確かつ強い意志を示した」と指摘した。

同議長は、パナマで提起された、次の項目を含む問題に焦点を当てた：第2約束期間の特性；一部の附属書 I締約国が京都議定書の下での第2約束期間のQELROsを約束しないと声明している事実；2013年以降の市場ベースメカニズムの継続、特にCDMの継続。

同議長は、本会合での進展を示した議長提案改訂版(FCCC/KP/AWG/2011/CRP.2)で作業成果を提出した。同議長は特に、下記項目の議論が有用であったと述べた：第I章の下でのQELROsのプレッジ変換、この章では可能性あるQELROsの表が検討された；第II章の下での自然の攪乱；メカニズムの割引係数とメカニズムの継続（第III章）。同議長は、第IV章および第V章の文章についても検討し、ダーバン会合に送れるレベルまで進んだものになっているとし、文章は変更なしに残されたと指摘した。今後の作業に関し、議長のMaceyは、文書の多くの部分が技術的に完成されておらず、政治的な決定を待っているが、LULUCFなど一部の問題では今後も技術的な作業が残っていると指摘した。

アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、ダーバン会合では、条約の条項および原則、特に公平性の原則や共通するが差異のある責任の原則に則り、バランスのとれた野心的な成果をあげる必要があると強調した。同代表は、京都議定書を気候変動体制の「礎石(cornerstone)」と表現し、ダーバン会合では第2約束期間の目標設定が必要不可欠だと強調した。同グループは、AWG-KPとAWG-LCAの両交渉トラックの下でのバランスのとれた進展を求め、締約国は第1約束期間と第2約束期間との間に空隙が生じないようにする必要があると強調した。

スイスはEIGを代表して発言し、再開会合での進展を確認し、残された問題の大半は政治的な性質のものだと指摘した。

オーストラリアはアンブレラ・グループの立場で発言し、京都議定書は新しい枠組みでも利用可能な規則およびインフラを提供し、排出削減努力で重要な役割を持つものとした。同代表は、全ての主要排出国を対象とするバランスのとれた合意のない中で、京都議定書の第2約束期間を実施することに警告した。同代表は、パナマの会合では全ての部門の排出削減にインセンティブを提供する新しい規則について進展があったとしてこれを歓迎し、新しい体制では市場手法の継続を根本とするよう求めた。

ポーランドはEUの立場で発言し、将来の法的拘束力のある枠組みなど、多くの問題で進展があったとしてこれを歓迎した。同代表は、EUは全ての主要経済国が参加する広範な成果の一端であれば、京都議定書の第2約束期間を検討する用意があると強調した。同代表は、表現のスリム化に向け前向きな努力が行われたと指摘し、これによりプレッジのQELROsへの変換、余剰AAUsの繰り越し、約束期間の長さなどの作業が進展し

たと述べた。同代表は、経済的に実施可能な排出削減努力を行うには、市場ベースのメカニズムの継続が必要だと強調した。

グレナダはAOSISの立場で発言し、パナマ会合での京都議定書の環境十全性に関する議論で提起された提案を歓迎し、CDMの収益の一部提供による適応への支援増額の効果を高めるよう求めた。同代表は、ダーバン会合で期待されるものとして次のものを挙げた：全ての附属書I締約国の緩和に関する野心レベルを実質的に引き上げる；両交渉トラックの成果として1990年を基準年とし、2013-2017年を期間とする京都議定書第2約束期間を設定する決定書の採択；附属書Bの改定を暫定的に適用する、2012年の約束の継続。

コンゴ民主共和国はアフリカン・グループの立場で発言し、第2約束期間の完全な実施が必要だと強調し、「附属書I国の政治的意思の欠如」を嘆いた。同代表は、余剰AAUsの繰り越しおよびLULUCFに関する同グループの提出文書に注目するよう求め、締約国に対し、環境十全性を確保するため抜け道をなくすよう求めた。

ガンビアはLDCsを代表して発言し、京都議定書の下での第2約束期間の重要性を再確認した。同代表は、最も脆弱な諸国に対する政治的な宣言は十分でないと強調した。

ボリビアはALBAを代表して発言し、第2約束期間に向け建設的な作業をする用意があると述べた。パプアニューギニアは熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、炭素の排出量を削減する法的拘束力のある目標が必要だと繰り返した。

エルサルバドルは中米統合システム(SICA)の立場で発言し、手続き上の透明性を求め、主要排出国の排出削減規模を拡大するよう求めた。エジプトはアラブ・グループの立場で発言し、全ての附属書I締約国が同じ目標に向け努力することを求めた。

Third World NetworkはENGOSの立場で発言し、一部の附属書I諸国がAWG-LCAの下で京都議定書に代わる新しい条約を作ろうとしており、これは弱体で、国内的なプレッジ・アンド・レビューシステムになる可能性が高いとして警告した。Indigenous International Forumは先住民組織(IPOs)の立場で発言し、国際的および国内的な気候変動や法制においては先住民の権利を尊重するよう求めた。350.orgは若者NGOsの立場で発言し、アフリカは「気候変動のグラウンドゼロ」の大陸であるとしてアフリカに注目するよう求めた。International Trade Union Confederationは適正な移行の必要性を強調した。

AWG-KP 16の第3部は午後4時33分中断された。

条約の下での長期的協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ

AWG-LCA議長のDaniel Reifsnyder (米国)は、10月1日(土)、再開会合を開会し、締約国に対し、AWG-LCAの全ての要素について決定書草案の作成に努めるよう求めた。UNFCCC事務局長のChristiana Figueresは、GCFの設計に関する暫定委員会が開催した会議の概要を提供し、良い進展があったと指摘した。同事務局長は、6

月にドイツのボンで開催されたTECの第1回会議についても報告した。ボリビアは、2011年9月16-19日に開催した「市民参加の日 (Days of Citizen Participation)」のイベントに焦点をあて、このイベントには、アンデス諸国から3000名の代表が集まったと述べた。AWG-LCA議長のReifsnyderは、早期開始資金に関し、多数の締約国から文書の提出を受けたと指摘した。(UNFCCC/CP/2011/INF.1)

AWG-LCA議長のReifsnyderは、8月のAWG-LCA 14第2部における実質的な議題項目全ての審議を再開すると指摘した。同議長は、非公式グループではボン会合で進行役が明らかにした詳細作業が、主な構成内容となるが、記載項目に限定されるわけではないと説明した。締約国は作業構成書で合意した。

アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、BAPを遵守し、カンクンで取り上げられなかった問題にも適切な解決策を見出すとの同グループの約束を強調した。同代表は、締約国に対し、ダーバン会合では交渉文書作成を目指し、透明で参加性の高いプロセスを確保するよう求めた。スイスはEIGの立場で発言し、今後の道筋を明確にし「交渉文書を手にして」パナマを離れる必要があると強調した。ベネズエラはALBAの立場で発言し、弁解をせず無条件にBAPの目的を達成し法的義務を順守することを強調した。

コンゴ民主共和国はアフリカン・グループの立場で発言し、ダーバン会合では条約と議定書の両方を実施するバランスのとれた科学に基づく成果をあげるよう求めた。同代表は、適応の枠組みや資源、資金規模に対する関心の欠如に懸念を表明した。

EUは、パナマにおいて決定書草案文書を作成できるかどうか、ダーバン会合の成功のカギとなるとし、全ての締約国が参加する包括的な法的拘束力のある枠組みを求めた。同代表は、「野心のギャップ」をなくさなければならないとし、確固とした、透明で、厳格なMRV枠組みの開発を促した。同代表は、パナマの会議ではダーバン会合でのオプションなどの法的形式、および2°C目標達成に向けたロードマップについて議論する必要があると述べた。

オーストラリアはアンブレラ・グループの立場で発言し、効果のある世界的な気候変動枠組みを求め、国際的協議および分析(ICA)、国際的評価(IAR)およびレビュー、MRVなど、進展を可能にし、環境十全性を確保するような一連の要素パッケージに焦点を当てた。同代表は、特に次の点を強調した：全ての主要排出国による野心的な緩和行動；カンクン合意の全面的な実施；IAR、ICA、隔年報告書に関する文書草案作成。

サウジアラビアはアラブ・グループの立場で発言し、気候変動への適応には気候変動の影響への適応と対応措置の影響への適応の両方があると強調した。

グレナダはAOSISの立場で発言し、締約国に対し、カンクン合意で設置された新しいメカニズムの基本的な機能の設計と運用開始を最終決定するよう求めた。同代表は、緩和に関する野心の引き上げを優先すべきだとし、AWG-LCAの成果を法的拘束力のある制度に取り入れるべきだと強調した。

パプアニューギニアは熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、ダーバン会合では、REDD+の成果重視の行動の全面的な実施に向け、資金オプションに関する特別決議採択のため努力を続けるよう提案した。エルサルバドルはSICAの立場で発言し、ダーバン会合ではGCFの運用を開始する必要があると強調した。同代表は、締約国に対し、同時並行の会議プロセスでは一部のUNFCCC 締約国が取り残され、除外される可能性があるとして、これを避けるよう求めた。

ガンビアはLDCsの立場で発言し、パナマの会合ではダーバン会合でバランスのとれた法的拘束力のある成果があげられるよう、その基礎を固める議論を求めた。ベラルーシは経済移行国(EITs)の立場で発言し、経済移行国は低炭素経済への移行で困難に直面しており、ベストプラクティスによる支援が必要だと説明した。

項目3、4、5、6: これは議題項目中の次の項目に関するものである: COP 17に提出される成果文書の作成; 世界の長期目標の再検討; 法的オプション; 市場経済への移行途中にある附属書I締約国およびCOPの認める特殊事情を抱えた附属書I締約国など、その他の問題。

AWG-LCAコンタクトグループの第1回会合で、AWG-LCA議長のReifsnyderは、一つのコンタクトグループで定期的に会合して「進展状況をチェックする (touch-base on progress)」一方で、実質的な問題は非公式グループで議論するというAWG-LCAの作業方式継続を提案し、締約国もこれに合意した。同議長は、グループは次のような構成を持つと述べた:

- 先進国による緩和、共同進行役はJosé Alberto Fernández Garibaldi (ペルー)とKarine Hertzberg (ノルウェー);
- 途上国のNAMAs、共同進行役はFernández GaribaldiとHertzberg;
- REDD+、進行役はAntonio Gabriel La Viña (フィリピン);
- セクター別アプローチおよびセクター別行動、進行役はGeorge Wamukoya (ケニア);
- 緩和行動の費用対効果を高め、促進するため市場を用いる機会などを含む多様な手法、進行役はAlexa Kleysteuber (チリ);
- 対応措置、進行役はCrispin d'Auvergne (セントルシア);
- 適応、進行役はKishan Kumarsingh (トリニダードトバゴ);
- 資金、共同進行役はGeorg Børsting (ノルウェー)とSuzanty Sitorus (インドネシア);
- 技術移転、進行役はJukka Uosukainen (フィンランド);
- キャパシティ・ビルディング、進行役はUosukainen;
- 共有ビジョン、進行役はAWG-LCA副議長のMargaret Mukahanana-Sangarwe (ジンバブエ);
- レビュー、進行役はAWG-LCA副議長のMukahanana-Sangarwe;
- 法的オプション、進行役はMaría del Socorro Flores (メキシコ);

- その他の問題、進行役はKunihiko Shimada (日本)

議長はReifsnyderは、Burhan Gafoor (シンガポール)が野心レベル (カンクン合意のパラグラフ36-38と48-51) に関する非公式議論の進行役を務めることを提案した。中国は、この問題を先進国による緩和に関する非公式グループおよび途上国のNAMAsに関する非公式グループで議論することを希望し、結局それで合意した。締約国は、各非公式グループの第1回会合と最終会合をオブザーバーにも開放することで合意した。

先進国による緩和： 非公式グループ会合で、締約国は、IAR、隔年報告書、野心レベル (決定書1/CP.16のパラグラフ36-38) について議論した。共同進行役は各問題に関するノンペーパーを提出した。

IARに関し、オーストラリアは、既存のCOPガイダンスの活用、ならびに締約国の経済全体での数量化された排出削減目標の達成度合いについてレビューすることを求めた。オーストラリアは、ノルウェーの支持を受け、隔年報告書とIARを既存の報告制度に組み込み、重複を回避することを提案した。途上国は、合意された共通の規則を適用して、先進国の努力の算定や比較可能性における一貫性を高めるよう求めた。しかし、先進国グループは、炭素収支期間 (carbon budget period) やLULUCF、メカニズムなどの算定システムでIARを補う必要があると述べた。数か国の途上国は、IARとICAの規定の「併合」に反対した。遵守に関し、途上国および先進国はそれぞれ異なる意見を表明し、途上国は比較可能性と遵守がIARプロセスの主要目的であると述べた。一部の先進国は、これに反対し、遵守プロセスでは合意がなされていないと述べた。

隔年報告書に関し、サウジアラビアは、緩和活動の効果の報告に焦点を当てた。EUは、(隔年報告書での) 報告書に関するガイドライン、構成、規則の目的や隔年報告書で求められる詳細内容を決定書の附属書に記載するよう提案した。シンガポールは、隔年報告書は早期警戒システムとしても機能すべきだと述べた。締約国は、共同進行役のノンペーパーについて議論し、多数の途上国が特に次の点を強調した：隔年報告書の情報の透明性や比較可能性を高めるため、共通算定規則や実績指標に基づく情報とすべき、途上国の隔年で更新される報告書との「同時並行」はとるべきでない。数か国の先進国は、排出削減に利用可能な手段の範囲の広さを反映させる多様な算定手法とすることを支持した。

野心レベルに関し、締約国は、約束を増やし、ダーバン会合に向け作業を進めるオプションや手段について検討した。一部の先進国は、野心レベルを議論する「共通の場 (common space)」を求めたが、多数の途上国がこれに反対し、先進国の野心レベルに関する規定と途上国のNAMAsに関する規定 (決定書1/CP.16のパラグラフ48-51) とではその内容も特性も異なると強調した。

金曜日、AWG-LCAコンタクトグループの最終会合で、共同進行役のFernández Garibaldiは、このグループが次の項目に関する3件のノンペーパーを作成したと報告した：先進国の隔年報告書に関する草案に入る可能性のある要素；IARの規則に入る可能性のある要素；パラグラフ36-38 (野心レベル) に関する議論の共同進行役によるサマリー。

今後の進め方に関し、締約国は、文書提出の締切日を設定し、ダーバン会合までに改訂版を作成することで合意した。

途上国による緩和： 非公式グループ会合で、締約国は、ICA、隔年更新報告書、NAMAレジストリ、途上国による緩和行動(決定書1/CP.16、パラグラフ48-51)について議論した。締約国は、議題各項目に関し共同進行役が作成したノンペーパーをそれぞれ別に検討した。

ICAに関し、締約国は、プロセスの原則、目的、想定し得る段階に関して議論した。一部の途上国は、IARとICAでは異なる目的に対応しているとし、IARは附属書I締約国の約束とその努力の比較可能性の評価とレビューを目的とするが、ICAは自主的な緩和行動、特に国際的な支援を受けた行動の透明性強化を目的とすると強調した。多数の途上国が、ICAの頻度はカンクン合意で規定されておらず、各国の国情に合わせて柔軟にすべきだと強調した。米国は、ICAは隔年報告書と密接な関係を持つべきであり、レビューのためのインプットを提供すべきだと述べた。一部の先進国は、ICAプロセスでは最初に専門家による分析を受け、緩和行動の影響や手法論、想定条件などを調べ、その後、SBIにおいて締約国の意見交換にかけられるべきだと述べた。一部の途上国は、「国際的な協議および分析」はプロセスを遂行すべき順序を意味すると強調した。中国は、ICAは技術プロセスであるべきだとし、途上国は、技術専門家が「国内視察 (in-country visits)」を行う干渉行為に懸念を表明した。共同進行役作成のノンペーパーの議論において、一部の締約国は、カンクン合意の目的と原則の更なるスリム化を指摘した。

隔年で更新される報告書に関し、締約国は、その範囲や内容、可能な要素、報告されるべき内容の詳細さ、提出サイクルについて議論した。内容に関し、一部の途上国は、取り上げるべき基本要素はカンクン合意に明確な指針が示されていると強調した。オーストラリアは、途上国がこのプロセスを開始できるようにする枠組みを作るため、隔年報告書のガイドライン作成を進めるよう求め、EUとともに、第1回の隔年報告書提出期限として2014年1月を提案した。多数の先進国が、2015年レビューに向けたインプットとしての隔年報告書の利用を支持した。途上国は、報告頻度は提供される援助の大きさに関係させるべきであり、各国の能力にも配慮すべきだと述べた。多数の途上国は、共同進行役のノンペーパーの審議において、カンクン合意の関連条項ならびに非附属書I締約国の国別報告書に関するガイドラインに基づき、さらなる文書のスリム化を図るべきと述べた。

途上国による緩和行動に関し、一部の先進国は、多様性とその背後にある想定条件、途上国のプレッジに対する理解を深めるよう求めた。一部の先進国は、NAMAsのテンプレート作成または標準化を支持したが、多数の途上国はこれに反対し、NAMAsの多様性への理解と柔軟性の必要性を指摘した。一部の途上国は、カンクン合意ではNAMAsは支援を受けるべきで、技術移転や資金供与、キャパシティ・ビルディングで実施可能にすべきだと規定していると強調した。

NAMAレジストリに関し、多数の締約国が、このレジストリはウェブベースとすべきであり、支援を求めるNAMAsと提供可能な支援とを容易にマッチングするものにするべきとの共通意見を表明した。多数の途上国が、このレジストリをGCFからの資金供与など、資金アクセスの前提条件にして、その障害とならないようにすべきだと述べた。多くのものが、レジストリはキャパシティ・ビルディングを推進し強化し、NAMAsの多様性を尊重し、「負担 (burdensome)」のない設計のものにする必要があると強調した。

金曜日、AWG-LCAコンタクトグループの最終会合で、共同進行役のHertzbergは、同グループが次の各項目に関するノンペーパーを作成したと報告した：NAMAレジストリ；途上国の隔年で更新される報告書に含まれる可能性のある要素；ICAの規則および手続きにおいて可能性のある要素；カンクン合意のパラグラフ48-51に関する共同進行役の覚書。締約国は、文書提出を受け付け、ダーバン会合までにノンペーパーの改訂版を作成することで合意した。

REDD+： 非公式グループ会合で、締約国はREDD+の資金に関し議論した。熱帯雨林諸国連合は、第3フェーズ（全面的実施）の資金に関する提案を提出した。10月7日(金)、進行役はREDD+資金に関するノンペーパーを作成し、この中でREDD+の資金源および可能な要素を示した。資金源に関し、多数の締約国が、REDD+は各国の自由選択による多様な資金源から支援を受けるべきだと強調した。多数の締約国が、GCFの下でREDD+専用の窓口を設ける必要があると強調した。一部の締約国は、重複の可能性を警告し、これはGCFの設計に関わる暫定委員会で議論されていると述べた。一部の締約国は、現在SBSTAと暫定委員会で行われている関連の議論の結果がダーバン会合で可能な成果を左右すると指摘したが、他のものはこのグループでの議論は他の場での議論から独立であるべきだと強調した。

金曜日、AWG-LCAコンタクトグループの最終会合で、共同進行役のLa ViñaはREDD+について報告し、同グループではノンペーパーを作成したが、これは決定書草案の実際の運用部分の要素を含む「(後日書き換え)領域を確保した文書 (placeholder text)」だと指摘した。

セクター別アプローチとセクター別行動： この1週間、締約国は、一般枠組み、農業、国際航空輸送および海上輸送の排出量に基づく議論を行った。

一般枠組みに関し、多くの途上国の共同提出文書(FCCC/AWGLCA/2011/CRP.22)では、特に次の点を強調した：食糧安全保障の重要性；国際貿易の障壁を排除しゆがみをなくすことの必要性；セクター別アプローチにおける経済開発および社会の発展の重要性。

農業に関し、締約国は、食糧安全保障、貿易、経済開発、貧困撲滅に関する表現を検討し、意見共有部分を明らかにした。進行役のWamukoyaは、文書取りまとめを進めるガイダンスペーパーを配布し、締約国は進行役ガイダンスペーパーおよびボン進行役覚書からのインプットを入れ、提出文書に基づく文書のさらなるスリム化に向け作業することで合意した。

国際航空輸送および船舶輸送に関し、締約国は、文書に盛り込むオプションを検討した。一部の先進国は、国際海事機関(IMO)の海洋環境保護委員会 (Marine Environment Protection Committee) 第62回総会での進展を歓迎したが、他の締約国は、満場一致の決議ではなく過半数による決議であったことから、その措置が世界的に適用されるかどうか疑問視した。

進行役の覚書は、主に締約国提案書の文章をとりまとめたものであり、今後の審議の指針として使用する。締約国は、COP 17において何らかの合意に達するべく、更なる議論を続け、意見交換を行うことが求められた。最後のAWG-LCAコンタクトグループで、進行役のWamukoyaは、一般枠組み、農業、国際バンカー燃料に関する議論の進展を指摘した。同進行役は、ダーバン会合に送られる進行役覚書記載の文章オプションについて、締約国から多様な意見が出されたと述べた。

市場アプローチおよび非市場アプローチ： 非公式グループ会合の議論で、締約国は、当初、新しい市場メカニズムを検討する同グループの権限について意見交換を行った。提案を取りまとめて8項目に分類した18頁の文書が作成された：序文；多様な手法の原則と目的；既存の手法および学習事項の評価；条件；多様な手法の枠組み；新しい手法；作業プログラム；準備。

金曜日、AWG-LCAコンタクトグループの最終会合で、進行役のKleysteuberは、締約国がダーバン会合までに取りまとめ文書を検討し、そのスリム化を図り、この文書を決定書草案の議論の土台として用いることになるかと報告した。

対応措置： 途上国は、ダーバン会合の成果の一端として、この問題が重要であると強調した。非公式グループ会合で、途上国締約国は、2011年9月19-20日に開催された2.3条（政策措置の悪影響）および3.14条（対応措置の悪影響）問題に関する合同ワークショップ、2011年9月21日に開催された、対応措置の実施の影響（決定書1/CP.10）に起因する途上国締約国の固有のニーズおよび懸念に対するリスク管理手法推進のワークショップ、2011年6月に開催された対応措置の実施の影響に関するSBI/SBSTA合同フォーラムについて議論し、感謝を表明した。

同グループの最終会合で、締約国は、議論内容および問題を取りまとめた進行役覚書について検討した。覚書にまとめられた主な問題点には次のものが含まれる：議論をAWG-LCAの下でおこなうべきかどうか、その議論の目的とは何か；文書草案を土台に交渉すべきかどうか；同グループには貿易を議論する権限があるかどうか。多数の途上国が、この覚書に関する懸念を表明した、自分たちの意見が適切に反映されていないとして嘆いたが、カナダとオーストラリアは進行役の覚書を歓迎した。

金曜日、AWG-LCAコンタクトグループの最終会合で、進行役のd'Auvergneは、締約国が積極的な意見交換をおこなったと報告し、ただし、いくつかの問題が保留のまま残された。サウジアラビアは、このグループ

がダーバン会合に送られる文書を作成しなかったことへの失望感を表明した。議論された主な問題および締約国の提出文書を取りまとめた進行役の覚書が作成されることになる。

適応： このグループの議論では、次の分野に焦点が当てられた：適応委員会の機能実施における運用規則；条約の下での既存の制度および新制度との結び付き。適応委員会の構成に関する締約国の意見が分かれ、途上国は脆弱な諸国からのインプットが必要だと指摘した。EUは、同委員会の運用を開始するには、ダーバン会合での決定書草案を最終決定することの緊急性を強調した。締約国は、同委員会の活動の可能性について議論した、この中には次のものが含まれる：締約国の要請により、ワークショップおよび会議などを含め、ガイダンスや技術支援を提供する；情報、知識、経験、グッドプラクティスを取りまとめ、検討し、統合し、普及する、これには地域センターおよびネットワークによるもの、各国の法人によるものも含める；問題を対象とする報告書、テクニカルペーパー、ガイダンス資料、手法論、ウェブベースの情報源その他の知的生産物の開発と作成；情報、知識、専門知識を交換するチャンネルやメカニズムの創設、これには地域レベルおよび国際レベルでのネットワークの創設によるものも含める。

金曜日、AWG-LCAコンタクトグループの最終会合で、進行役のKumarsinghは、このグループが取りまとめ文書に基づく決定書草案で合意したと報告した、この文書には、同グループの8カ国の締約国からの提出文書および意見表明が記載される。同進行役は、特に適応委員会の構成と手順に関し、文書に関する交渉の必要性が依然として残っていると指摘した。

資金： 非公式グループでの議論の中心は、提案されている条約の下での資金メカニズムおよび長期資金に関する常設委員会の提案であった。

常設委員会に関し、締約国は次の各国の提案を検討した：パキスタン；オーストラリア、カナダ、日本、ニュージーランド、米国；スイス。常設委員会に関する決定書草案の構成も議論された。締約国は、全ての締約国の提出文書を机上に残すことを条件に、提出文書の取りまとめを行い、これを今後の議論の土台とすることで合意した。

長期資金に関し、当初、この問題を議論すべきかどうかで意見が分かれた。その後、締約国は、バルバドスがAOSISの立場で、ガンビアがLDCsの立場で提出した新しい提出文書について議論した。しかし、多数の途上国が支持した提出文書の取りまとめを行うかどうかについては合意しなかった。数カ国の先進国は、この問題での取りまとめ文書の作成は「時期尚早」だと主張した。AWG-LCAが長期的資金について議論する権限があるかどうかも問題となった。多数の途上国が、常設委員会および長期的資金に関する締約国の提案全てを取りまとめ、一つの文書草案とし、それを検討するよう共同進行役に要請した。しかし、一部の先進国は気候資金および公的資金対民間資金の問題についてさらに審議を重ねることで長期的資金問題を議論することを希望した。その後、EUは、この問題に関する提案書を提出した。オーストラリア、カナダ、日本も

合同で提案書を提出した。締約国は、その後、長期的資金に関する全ての提出文書を取りまとめることで合意した。

AWG-LCAコンタクトグループの最終会合で、共同進行役のSitorusは、このグループが2つの共同進行役の統合文書草案を作成したと報告した。このうちの一つは長期的資金に関する文書、もうひとつは常設委員会に関する文書である。同共同進行役は、締約国のコメント、ならびにその追加の提出文書もダーバン会合に向けた改定文書に記載されると述べた。

技術： 締約国は、CTCNの多様な問題に議論を集中させた、この中には次のものが含まれる：ホスト国とCOPおよびTECの相互関係； TECとCTCNのリンク；CTCNのそれぞれの役割；ホスト国の提案を検討する選択パネル案の機能と構成。改定文書が作成され、この中には特に次の表現が記載された：ミッションに関する提案、機能、構造、役割と責任のネットワーク、予算、資金調達手段と予想される資金額、ガバナンス、組織構造、報告とレビュー、CTCNに関する合意条件。G-77/中国およびEUからも提出文書が出され、日本と米国合同の提出文書も提出された。この文書では、CTCNのホスト国選択プロセス、CTCNの資金調達、TECおよびCTCNの相互作用の明確化に焦点が当てられた。

AWG-LCAコンタクトグループの最終会合で、進行役のUosukainenは、締約国がCTCNの役割に関し多様な意見を表明したが、2回の改定を受けた文書草案に基づきダーバン会合での決定書草案の議論をすることで合意したと報告した。

キャパシティ・ビルディング： 非公式グループの議論では、異なるUNFCCCプロセスにおけるキャパシティ・ビルディングに一層の一貫性を持たせる必要性が議論され、キャパシティ・ビルディングのクロスカッティングな特性が強調された。締約国は、プロジェクトやプログラムに統合された要素としてのキャパシティ・ビルディング、あるいは独立した活動としてのキャパシティ・ビルディングの実現におけるギャップについて議論した。締約国は、LDC専門家グループ (LEG)および専門家諮問グループ(CGGE)の権限および作業計画のどこに、そしてどのようにキャパシティ・ビルディングを組み込むかについて議論した。この週の前半において、進行役は、キャパシティ・ビルディングに関する決定書草案の文案を取りまとめ、特に次の点を記載した：キャパシティ・ビルディングの効果性に関するモニタリングおよびレビューの強化；キャパシティ・ビルディングの制度アレンジに関する規則；キャパシティ・ビルディングに関する締約国の活動および報告。

AWG-LCAコンタクトグループの最終会合で、共同進行役のUosukainenは、このグループが提出文書を文章草案に取りまとめ、ダーバン会合ではこれに基づきさらに議論することになると述べた。

共有ビジョン： 共有ビジョンに関する非公式グループは、パナマでは4回会合した。AWG-LCA副議長のMukahanana-Sangarweは、ダーバン会合での交渉文書草案作成を進める方法に関する提案および示唆を求めた。

今後の進め方に関して多様な意見が提起された。参加者は、ボン会合での進行役の覚書を今後の議論の土台とするかどうか議論し、一部のものは、多様な意見および提出文書に基づき、この覚書をさらに練り上げるべきだと述べたが、他のものは、覚書の範囲は広範すぎるとして懸念を表明した。途上国は、交渉文書に締約国の提出した全ての提案が含まれると期待するとし、一部の国は、共有ビジョンはBAPの概念に基づくべきだと繰り返した。多数の先進国は、共有ビジョンはカンクン会合で委託された2つの問題、すなわち長期的な世界目標とピーク年に基づくべきだと述べた。ある途上国は、特定の目標そのもので合意する前に、根底となる基礎の部分で合意すべきだとし、公平性に基づく決議とすべきだと述べた。

このグループは、改定文書を検討し、文書の位置づけについて議論し、一部のものは、締約国の意見を取りまとめた進行役の文書に過ぎず、ダーバン会合の交渉の土台となりうる決定書草案ではないと繰り返した。一部の参加者は、自国の提出分が新しい文書に十分反映されていないと懸念を表明し、他のものは、文書が長くなりすぎていて、さらにスリム化する必要があると指摘した。参加者は、その後、この文書についてさらに審議を行った。

金曜日、コンタクトグループの最終会合で、AWG-LCA副議長のMukahana-Sangarweは、この文書をノンペーパーとしてダーバン会合に送ると報告し、文書のさらなるスリム化に向け、会合期間外でも協議を続けることを希望した。

レビュー： 締約国は、ボン会合からの進行役の覚書の要素に焦点を当てて議論した。多数の締約国が、規則について議論する必要があると強調し、続いて、範囲が検討された。一部の締約国は、自国の提出意見が進行役の覚書に十分反映されるよう求め、一部のものは、追加インプットの機会を求めた。ある途上国は、他の非公式グループで議論されている問題との重複を警告し、このグループでは、レビューで実施可能なこと、実際的なことに焦点を当てるよう提案した。範囲の定義に関する締約国の意見は分かれ、一部のものは、カンクン合意に適切に記載されていると指摘したが、他のものは定義付けを追加する必要があると述べた。締約国は次のステップに関し、多様な意見を表明した：一部の締約国は、決定書草案の議論開始は「時期尚早」だと強調したが、他のものは、決定書草案をダーバン会合までに最終決定しておく必要があると繰り返した。10月6日(木)、レビューの範囲の更なる定義付けとその規則の策定に関する最新のノンペーパーが発行された。

法的オプション： 締約国は、最初、ダーバン会合への期待感に関する意見交換を行い、一部のものは法的オプションに関する追加審議を支持したが、他のものは法的オプションと新たな法的拘束力のある合意に関する議論は時期尚早であり、法的形式を議論する前に実質的な内容で合意すべきだと述べた。一部の締約国は、ダーバン会合でマンデートの合意をすべきだとし、法的拘束力のある合意作成のプロセスを確立し、その中に全ての締約国の緩和約束と行動を含めるよう提案した。一部の先進国は、状況の変化に適応できる

包括的な法的拘束力のある枠組みが検討されるのであれば、京都議定書の下での第2約束期間を検討する意思を表明した。多数の途上国は、ダーバン会合の成果はBAPと条約に基づくべきだと強調した。米国は次のように述べた：締約国によりBAPの解釈が異なっており、ダーバン会合の成果は、カンクン合意に基づくべきである；ダーバン会合の成果とその「野心 (aspirations)」は現実的なものでなければならない；自国が署名できない合意について交渉を開始することはない。

進行役のMaría del Socorro Floresは、締約国が表明した意見に基づき、「法的オプションのメニュー」を示すペーパーを作成し、ダーバン会合で可能性のある一連のオプションを示した。この中には次のものが含まれる：法的拘束力のある制度(LBI)：多様なサブ・オプションを含めるCOP決定書。決定書の中には次のものが含まれる：明確なロードマップを示したLBI完成のマンデート；将来の制度に関する宣言、ただし法的な形式はオープンにしておく；合意成果の多様な要素の適切な様式を明らかにするため、議論を継続する；一つのLBIの重要性の再確認；全てのBAPの根幹の議論継続。ある締約国は、ダーバン会合でLBIに関する結論を出すとのマンデートで合意するには政治的な状況が良くないとの意見を表明したが、別のものは、カンクンのマンデートは法的オプションを議論することであり、LBIの結論を出すとのマンデートを議論すべきではないと述べた。EUは、LBIの結論を出すマンデートというオプションを支持し、そのようなマンデートに含まれる要素として、交渉の終了期限など、6つの要素を提案した。AOSISは、LBIで可能な要素に関する提案を紹介した。ガンビアはLDCsの立場で発言し、法的な形式をオープンにする政治的ステートメントや宣言は一切受け入れられないと述べた。米国は、オプションリストは今後の議論の進展を図れる多様なアイデアを合理的に反映したものだとして述べた。このグループは、ダーバン会合においてこの問題の審議を継続することで合意した。

金曜日のAWG-LCAコンタクトグループ会合で、進行役のSocorro Floresは、それまでの進展を報告し、このグループの会合開催により、締約国はそれぞれの立場を詳しく説明できたとし、それぞれの意見に関する理解を深め、ダーバン会合の成果として達成できるものが何かということに焦点を当てることができたと述べた。同進行役は、ダーバン会合で期限付きのLBIマンデートを完成すべきというものもあれば、法的形式で合意する前に実質的な内容を明確にしたいとの希望もあったと繰り返した。同進行役は、各締約国が希望するオプションをどう練り上げるかを見極めるため議論を続けるとし、オプションのメニューに関し更に議論していくと述べた。

その他の問題： AWG-LCAコンタクトグループの最終会議で、進行役のShimadaは、次の協議について報告した：市場経済への移行プロセスにある附属書I締約国 (EITs)；COPの認める特殊事情にある附属書I締約国。同進行役は、会議では十分な意見交換が行われたと指摘した。同進行役は、EIT締約国が予想される移行終了時期に関し提案した決定書草案について説明し、それが条約に与える影響についても説明した。トルコ

の提出した決定書草案に関し、同進行役は、特殊事情の期間の明確化が議論され、会合期間外ならびにダーバン会合においてもこれらの問題をさらに明確にするための議論が続けられると述べた。

全ての進行役の覚書は次のURLアドレスに掲載される：

http://unfccc.int/meetings/ad_hoc_working_groups/lca/items/6189.php

閉会プレナリー： AWG-LCA閉会プレナリーは金曜日の午後、開催された。事務局長のFigueresは、ノーベル賞受賞者のWangari Maathaiに弔辞を述べ、「環境、持続可能な発展、女性の権利、そして民主主義のチャンピオン」と評した。ケニアは弔辞に感謝し、これは「人類に尽くしてきた」Maathaiの努力が認められたものだと述べ、その後、参加者は、Wangari Maathaiを偲び1分間の黙祷を捧げた。

AWG-LCA議長のReifsnyderは、第3部の会合で締約国が提出した意見は次の文書にとりまとめられ、ウェブページに掲載されたと指摘した：FCCC/AWGLCA/2011/MISC.6/Add.4, MISC.7/Add.5, およびMISC.7/Add.6, そしてFCCC/AWGLCA/2011/CRP.14-23。

南アフリカは、この協議は「ギブアンドテイク」の精神で行われたし、ダーバン会合の成果はバランスのとれた、公平かつ信頼性のあるものでなければならず、気候変動に対する多国間の規則にのっとった対応を強化しなければならないとの感覚が明確に存在したと強調した。同代表は、カンクン合意の主要メカニズムの運用開始を求め、京都議定書の下での第2約束期間の問題を解決し、将来の体制の法的性格を明確にする必要があると強調した。

アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、柔軟性が示されたことで進展が可能になったと認識し、ダーバン会合もこのような建設的な精神で充ち溢れることを希望した。同代表は、両方の交渉トラックで前進するとの同グループの約束を再確認し、京都議定書と条約を共に維持すべきだと繰り返した。同代表は、ダーバン会合では全ての問題を公平かつ同等に扱うよう求めた。同代表は、対応措置は全ての途上国にとり重要であると強調し、先進国には会議を進展させる意思がなく、そのために何の成果も出なかったとして失望感を表明した。

グレナダはAOSISの立場で発言し、ダーバン会合では条約の下での法的拘束力のある合意、そして京都議定書の下での第2約束期間の交渉を行うとの明確かつ野心的なマンデートを示すよう求めた。GCFに関し、同代表は、基金への資金提供という先進国の約束に関し、この会議が示したメッセージに懸念を表明した。同代表は、全ての締約国に対し、交渉でのそれぞれの立場を最終決定する際には、小島嶼途上国における気候変動の影響の現実を考えるよう求めた。同代表は、ダーバン会合では多国間の規則に則った体制の強化を目指し、努力すべきだと繰り返した。

エルサルバドルはSICAの立場で発言し、この会議はダーバン会合の確固とした基礎を築いたと述べた。ガンビアはLDCsの立場で発言し、努力の比較可能性を確保する算定規則での進展を求めた。

オーストラリアはアンブレラ・グループの立場で発言し、パナマでの会議は緩和や、資金、技術、キャパシティ・ビルディングなどの問題におけるダーバン会合向けの「重要な進展」を示すものであり、ダーバンでの議論を可能にしたと述べた。同代表は、長期的資金目標に関する約束の残りについて強調し、「ダーバン会合は カンクン合意に命を吹き込むべきだ」と強調した。

EUは、会議での進展を歓迎し、バランスのとれた野心的な成果を得る手段としてカンクン合意に規定する基本要素を含める単独の法的拘束力のある枠組みを希望すると繰り返した。同代表は、このような枠組みがダーバン会合では達成できないとの確信から、ダーバンでは、LBI の結論を出すとのマンデートで合意することを支持した。これに関し、同代表は、京都議定書の下での第2約束期間に対するEUの支持を繰り返し、世界的な緩和目標を達成するには確固とした市場ベースのシステムが不可欠であると強調した。

スイスはEIGの立場で発言し、パナマ会合での進展を歓迎する一方、ダーバンへの道筋には残された作業があると強調した。同代表は、MRV、隔年報告書、ICAとIAR、市場メカニズム、REDD+、損失と損害、技術、中期資金と長期的資金、キャパシティ・ビルディングなどでの進展を求めた。

エクアドルはALBAの立場で発言し、一部の締約国は技術的問題や手続き問題に焦点を当てることで条約の原則、目的から目をそらせようとする傾向があると強調した。同代表は、法的拘束力のある合意を主張する締約国は法律や現在の規則、京都議定書の下での第2約束期間の採択を尊重していることを示す必要があると述べた。

サウジアラビアはアラブ・グループの立場で発言し、途上国は全てのワーキンググループの全ての主題に対して前向きに参加することで、パナマ会合での進展のための責務を完全に果たしていたと述べた。同代表は、長期的資金や対応措置の交渉を妨げようとした一部の先進国はこのような約束を実現していないと付け加えた。

REDD+に関し、パプアニューギニアは熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、交渉の結果がノンペーパーでしかなく、その文章にも付箋がついているとして失望感を表明した。

コンゴ民主共和国はアフリカン・グループの立場で発言し、パナマ会合では交渉議題により進展が不均等であったと強調した。同代表は、資金およびAWG-KP交渉トラックでの進展の遅さに懸念を表明した。同代表は、特に次の項目を求めた：京都議定書の締約国でない附属書I締約国に対する共通算定枠組み；附属書I締約国の努力の比較可能性；資金、REDD+、損失と損害での進展。

ペルーは、コロンビア、チリ、グアテマラ、パナマを代表して発言し、京都議定書の下での第2約束期間がダーバン会合を決定づける成果であり、法的拘束力のある、規則に基づく包括的な多国間体制を達成する重要なマイルストーンとなることを再度確認した。同代表は、次期COP 17議長に対し、法的オプションに関する協議の継続を推奨した。

ベラルーシは、EITsとしてカザフスタン、ウクライナ、ロシアに代わり発言し、EITsの特殊事情を考慮に入れるとの決議に向け一歩前進があったと認めた。

Centro Mexicano de Derecho Ambientalは、気候行動ネットワークに代わり発言し、京都議定書の運命はEUの手にあると強調し、日本、カナダ、ロシアに対し、京都議定書を壊さないことを求めた。

Pan-African Climate Justice AllianceはClimate Justice Nowの立場で発言し、GCFを中身の無いものにしなないためにも、カンクン会議で合意したとおり、対応措置や長期的資金などの途上国の懸念について、さらなる進展を遂げるよう求めた。

Tebtebba FoundationはIPOsの立場で発言し、自決権および事前の無料でのインフォームドコンセントを得る権利など先住民の権利を認めるよう求めた。

議長のReifsnnyderは、参加者全員の努力に感謝し、午後6時18分、会合の中断を宣言した。

会議の簡単な分析

パナマは、東西南北をつなぐ場所である。南北はその地理的な位置で、そして東西はかの有名なパナマ運河で。UNFCCC事務局長のChristiana Figueresは、このような象徴的な言葉で、12月にダーバンで開催される極めて重要な気候変動会議の前の最後の交渉会議となるパナマ会議を開会した。実際、パナマ会議では、結束し、意見の違いを乗り越え、ダーバン会議への道を整えようとの希望をもってこの会議に出席したものが多数いた。そして分野によっては、これが実現したのである。しかし、この会議では、重要な問題について、意見の隔たりがさらに広がり、その広さが目立つ結果となった、たとえばレビュー（長期的な世界目標のレビュー）、資金、ダーバン会合に向けた全体的な期待感などの問題である。ここでの分析では、パナマ会議で見られた野心レベルや資金、排出削減約束でのギャップなどを調べ、ダーバン会合への影響に着目する。

野心レベルのギャップに注意を

コペンハーゲン会議およびカンクン会議において、各国政府は、気温の上昇を産業革命前のレベルより2°C以下に抑えることで合意した。2010年、先進国と途上国は、コペンハーゲン合意が要請する各国の排出削減プレッジを明らかにした。しかし、提出されたプレッジをよく見ると世界は2°C以上の気温上昇となる道筋にある。AOSISは、締約国のプレッジの野心レベルと科学的に求められる排出削減量とのギャップを埋めるよう求め続けており、1.5度以上の気温上昇は小島嶼諸国に破滅的な影響をもたらすことになることと強調した。中国および他の一部の途上国が世界の排出量の相当な割合を占める中、野心レベルの議論は、先進国と途上国の両方の参加を必要とする。しかし、協議の「共通の場（common space）」を求めようとする動きは、パナマでも再度失敗に終わり、多数の途上国は、先進国の緩和行動と約束は、途上国が自主的に行うNAMAsと比べ性質が異なると指摘した。今回の交渉で直面した重要な課題の一つは、各国の約束や行動が気温の上昇を

2°C以下に抑えるものにするにはどうすればよいかということである。世界の野心レベルのスケールアップを含む、一層の緩和行動が求められる。この点、先進国と途上国は、緩和努力の一層の明確化を強く支持し、たとえば、共通の国際的な算定枠組みの設置などがあり、このことはモニタリング、報告、検証(MRV)の規則のさらなる進展も意味する。

カンクン会議で、各国政府は、1.5°Cの気温上昇との関係も含め、2°C目標の適切性について、利用可能な最善の科学に基づき検討することで合意した。このレビューは、2013年と2015年の間に行われる見込みであり、「条約の究極の目的の観点から、そしてその達成に向け全体的に進展させるという観点から」なされるべきである。この目標を達成する道筋にあるかどうか国際社会が検証作業を行うなら、「適切な行動」に結び付くことが期待される。ダーバン会合において、各国政府は、このレビューの範囲、規則、プロセスを決定する必要があったが、締約国間には異なる意見が残った。締約国がレビューの範囲に関し多様な意見を表明する中、パナマでのレビューの議論は困難なものとなった。AOSISは、長期的な世界目標の適切性に焦点を当てるよう主張したが、他の一部の諸国は、カンクン合意は世界目標達成に向けた広範な前進を検討することを求めているのであり、特に実施方法、資金および技術のニーズの検討が求められていると指摘した。

先進国ならびに途上国の緩和削減行動のMRVは、緩和行動の効果を確保するもう一つの重要要素である。カンクン合意は、この点を強化していく土台を築いており、先進国と途上国にはそれぞれ異なる要求がなされている。パナマでは、先進国のIARおよび隔年報告書と途上国のICAおよび隔年で更新される報告書に関し、提案されている要素の「並行性 (parallels)」が論議をよんだ。多数の先進国は、ダーバン会合の成果のコアとなる要素としてMRVを強調したが、途上国は、条約の共通だが差異ある責任の原則を、議論の方向を指し示す旗印として掲げ続けた。

資金を示せ

資金は、各種メカニズムの将来の実現可能性と信頼性を裏付ける、共通の要素である。このメカニズムには、適応や技術など、カンクン合意の下で設置され、ダーバン会合で運用可能なように設定が行われる予定のメカニズムが含まれる。途上国は、先進国の資金約束を気候変動に関して何らかの行動をとる前提条件とみており、「資金的なギャップ (financing gap)」の可能性に疑問を投げかけてはじめており、グリーン気候基金は「中身のない空っぽ」なものになる恐れがあるとの懸念を表明した。これはコペンハーゲン合意の資金面の規定があいまいなことに由来する。この合意で、先進国は、途上国のニーズに応えるため、2010-2012年の期間に300億米ドルを提供し、2020年までに合同で1千億米ドルを供与すると約束した。問題は2013年から2020年の間に何が起きるかということである。EU、米国、その他の先進国は、一貫して途上国の懸念を一蹴し、官民の資金源を合わせて資金動員するとの約束を主張した。先進国は透明性の名の下、早期開始資金

活動を実証するため、大きな努力をし、パナマで情報イベントを開催し、早期開始資金の実施で得られた重要な教訓を提示し、これについて議論する機会を提供した。

しかし、債務危機が広がりを見せ、世界経済の見通しが暗い中、このような先進国の保証で安心したものはさほど多くはない。パナマ会合で、G-77は、長期的資金に焦点をあて続けるべく苦闘した。先進国は当初、この問題を議論することにも難色を示し、この問題は、気候変動の資金に関する事務総長のハイレベル諮問グループなどの報告書で適切に扱われていると述べた。一時は、資金の議論が完全な物別れで終わるかに見えたが、EUは長期的資金に関する提案を打ち出すことで和解の手を差し伸べた。この提案に続いて、日本、カナダ、オーストラリアも合同の提案書を提出した。これら諸国の提出文書は、長期的資金に対する約束を再確認するものであった。実のところ、途上国が満足する明確な資金合意がなければ、他の問題でも合意することは難しかった。

マンデートとするか否か

周知の通り、京都議定書の第1約束期間は2012年で終了する規定となっている。ダーバン会合は、約束期間の間隔をあけずに、第2約束期間で合意する最後の機会と見られている。ここで合意できれば、柔軟性メカニズムの実施など、京都議定書の下で策定された規則パッケージが中断されることなく運用され続ける。しかし第2約束期間での合意はこれまで以上に実現性は低いようである。日本、カナダ、ロシア連邦は、京都議定書の下での第2約束期間に参加しないとしている。「気候行動に関する新たな世界的合意の道に進むことができるバランスの取れた合意」を求めるとするのがEUの立場である。EUは、ダーバン会合の参加者が条約の下での法的拘束力のある制度に向け道筋をつけるマンデートで合意するなら、京都議定書の下での第2約束期間に同意すると述べ、これはEUとしてバリ会合以降の「主要な妥協」であるとの立場をとった。

しかし、米国は閉会時の記者会見で、そのようなマンデートを議論する条件が整っていないとの立場を繰り返し、既存の合意の実施と行動のスケールアップに焦点を当てるほうが「有効 (we would be better served)」と述べた。米国は、全ての主要経済国が資金供与を条件としないことを約束をするよう求めた。米国の代表であるJonathan Pershingは、「このような基本的な問題でも意見が一致していない」と述べた。

同時に、G-77/中国自体も一部の基本的な問題で意見が分かれた。全ての途上国が京都議定書を生かしておきたいとの希望で一致したのに対し、条約の下での新しい合意に関しては意見が分かれた。たとえば、AOSISは、法的拘束力のある制度を欲しているとの立場を明確にし、議定書または他の条約の下での法的拘束力のある合意に向け、可能な要素の詳細を提案した。他方、インドと中国は、条約の下での新たな合意を交渉するマンデートを支持しなかった。

京都議定書の下での第2約束期間がない場合には、CDMなど議定書で規定されるメカニズムの継続性に関し、深刻な法的、制度的疑問が生じる。京都メカニズムは、附属書I 締約国の排出削減約束の達成を助けると同時に、途上国の持続可能な発展を助けるという二重の目的があり、このメカニズムは継続できると主張するものもいた。しかし、このメカニズムの存在理由は、附属書I 締約国の約束達成を助けることであり、第2約束期間での約束がない場合、このメカニズムは継続できないと述べるものもいた。言い換えると、どちらかの条件が満たされれば良いということではなく、両方の条件を満たす必要がある。

誰も将来を予言することはできず、ダーバン会合の成果も予測できない。京都議定書の第2約束期間の運命など、相互にからまりあった多くの要素を議論する必要がある。さらに、将来の世界的な気候合意がどのような展望となるかを明らかにすることは、ダーバン会合で閣僚たちが取り組まなければならない最も困難な政治問題の一つである。しかし、多くのものが主張するとおり、ダーバン会合でしなければならないことは、政治的な立場の違いを乗り越え、現実を見据えて、気候変動で何をすべきかを考えることである。

今後の会合日程

気候変動への適応と防災に関する途上国の論文作成を支援する南太平洋地域のライトショップ:

太平洋地域環境計画 (SPREP) 事務局および南太平洋大学 (USP) 主催、国連訓練調査研修所の後援で開催。ライトショップでは、適応や防災に関する政策・制度・ガバナンスを含めた気候変動への適応および災害リスクへの緩和、同地域に固有の異常気象などの経験をテーマに取り上げる。開催日: 2011年10月10-14日、開催地: フィジー・スヴァ、連絡先: Taito Nakalevu (プロジェクトマネージャー)、TEL: +685-21929 fax: +685-20231 e-mail: taiton@sprep.org

www: http://www.sprep.org/climate_change/PACC/pacc_news_detail.asp?id=985

気候変動: われわれの未来の福祉をいかに守るべきか: 健康と安全保障の視点:

気候変動をめぐる諸問題の理解とソリューション特定と健康および安全保障への意味合いを探るべく開催されるハイレベル・ブリーフィング。気候変動が健康面に及ぼす影響や安全保障面の意味合い等について軍幹部や医療関係の専門家が概要を伝える。企業関係者の参加が望まれる。チャタムハウス、気候衛生協会、欧州気候基金、生物学学会、ロンドン大学衛生熱帯医学校、健康環境連合など国際団体との共催。開催日: 2011年10月17日、開催地: 英国・ロンドン、連絡先: Geetha Balasubramaniam TEL: +44-20-7383-6396 email: climatechange@bmj.com www: <http://気候変動.bmj.com>

WRCP - Climate Research in Service to Society:

WMOの後援で世界気象研究計画 (WCRP) が “Climate Research in Service to Society” と題するオープンサイエンス・コンファレンスを開催。あらゆる領域、時間尺に関する地球気候システムの可変性と変遷に対する理解を進めるための科学上の主要な課題と機会を探る。開催日: 2011年10月24-28日、開催地: 米国コロラ

ド州・デンバー 連絡先: WCRP Joint Planning Staff TEL: +41-22-730-8111 fax: +41-22-730-8036
email: wcrp@wmo.int www: <http://conference2011.wcrp-climate.org/>

気候変動への適応と防災に関する途上国の論文作成を支援するカリブ地域のライトショップ:
ストックホルム環境研究所 (SEI)、国連・国際防災戦略 (ISDR)、西インディーズ大学が、カリブ地域の気候変動および防災分野の若手研究者、実務家、政策決定者などを対象に論文を募り、ピアレビューを受けられ、出版可能な品質の論文作成を支援するワークショップ。学術誌向けの論文執筆プロセスに対する意識を高め、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) やそのほかのハイレベルな科学機関の成果物に掲載され、それによって気候とリスクに関する主要課題に対する政策決定プロセスに貢献できるようなスキル習得をめざす。
開催日: 2011年10月24-28日、開催地: バルバドス・ブリッジタウン、TEL: +1-530-753-3035 email: writeshop@sei-us.org www: <http://www.sei-international.org/projects?prid=1750>

IPCC WGI・WGII合同会合:

IPCC-34に先行して開催される同会合では、SREX政策決定者向けサマリー (SPM) の承認および基礎的な文書の受諾が行われる予定。開催日: 2011年11月14-17日。開催地: 東アフリカ (未定) 連絡先: IPCC事務局 TEL: +41-22-730-8208 FAX: +41-22-730-8025 email: IPCC-Sec@wmo.int www: <http://www.ipcc.ch/>

IPCC第34回総会:

IPCC第34回総会では、直前に開催されるIPCC第1及び第2作業部会の合同会合で承認される予定となっている“気候変動への適応を前進するための極端現象および災害リスクの管理”と題されたSREX報告書を検討。また、IPCCのレビューについて検討を続ける。開催日: 2011年11月18-19日 開催地: ウガンダ・カンバラ 連絡先: IPCC事務局 TEL: +41-22-730-8208 FAX: +41-22-730-8025 email: IPCC-Sec@wmo.int www: <http://www.ipcc.ch/>

ウィーン条約第9回締約国会議 (COP 9) 及びモントリオール議定書第23回締約国会合 (MOP 23) :

オゾン層破壊質に関するモントリオール議定書第23回締約国会合 (MOP 23) 及びオゾン層保護のためのウィーン条約第9回締約国会議 (COP 9) が11月に開催予定。開催日: 2011年11月21-25日、開催地: インドネシア・バリ 連絡先: オゾン事務局 TEL: +254-20-762-3851 fax: +254-20-762-4691 email: ozoneinfo@unep.org www: <http://ozone.unep.org>

世界遺産都市機構第11回世界会議: 世界遺産都市と気候変動:

世界遺産都市機構 (OWHC) 第11回世界会議のテーマは“世界遺産の都市と気候変動”。世界遺産都市と気候変動ならびに政策や行動への転換に関する最新知識の交換や対話のプラットフォームを提供することをめざす。歴史都市で講じられる適応・緩和措置に関するセッションや会議のテーマに関する事例紹介を目玉とするポスターセッション、気鋭のジャーナリストらが遺産と気候変動との関連性についてシンポジウムも行われる。開催日: 2011年11月22-25日 開催地: ポルトガル・シントラ 連絡先: ユネスコ Kerstin Manz、

TEL: +33-(0)1-4568-1202 email: k.manz@unesco.org www: <http://whc.unesco.org/en/events/739>

UNFCCC COP 17 及び COP/MOP 7:

UNFCCC第17回締約国会議 (COP 17) および京都議定書第7回締約国会合 (MOP 7) が南アフリカ・ダーバンで開催。実施に関する補助機関 (SBI) 及び科学的・技術的助言に関する補助機関 (SBSTA) の第35回会合、ならびに京都議定書附属書I 国の更なる約束に関する特別作業部会 (AWG-KP) 及びUNFCCCの長期的協力行動に関する特別作業部会 (AWG-LCA) も同時開催。開催日: 28 11月 - 9 12月 2011 開催地: Durban、南アフリカ 連絡先: UNFCCC 事務局 TEL: +49-228-815-1000 fax: +49-228-815-1999 email: 事務局@unfccc.int www: <http://unfccc.int/> and <http://www.cop17durban.com>

用語集

AAU	割当量単位
ALBA	米州ボリバル同盟
AOSIS	小島嶼国連合
AWG-KP	京都議定書の下での附属書I締約国のさらなる約束に関する特別作業部会
AWG-LCA	条約の下での長期的協力行動に関する特別作業部会
BAP	バリ行動計画
CDM	クリーン開発メカニズム
COP	締約国会議
COP/MOP	京都議定書締約国会合
CTCN	気候技術センター・ネットワーク
EIT	経済移行国
EIG	環境十全性グループ
ENGO	環境 NGO
EU	欧州連合
GCF	緑の気候基金
HCFC	ハイドロフルオロカーボン類
IAR	国際評価レビュー
ICA	国際協議分析
IPO	先住民組織
IPCC	気候変動に関する政府間パネル
LDCs	後発開発途上国
LULUCF	土地利用・土地利用変化・林業
MRV	測定・報告・検証

NAMA	各国ごとに適切な緩和行動
NAPA	国家適応行動計画
QELROs	排出抑制・削減のための数値目標
REDD+	途上国における森林減少および森林劣化による排出量削減および森林保全
SBI	実施に関する補助機関
SBSTA	科学的・技術的助言に関する補助機関
SICA	中米統合機構
TEC	技術執行委員会
UNFCCC	国連気候変動枠組み条約

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Asheline Appleton, Joanna Dafoe, Cherelle Jackson, Eugenia Recio, and Anna Schulz. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James oKimoó Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2011 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute ó GISPRI) and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the Bulletin into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022, United States of America. The ENB Team at the UN Climate Change Conference October 2011 can be contacted by e-mail at <anna@iisd.org>. 代表団の友